

# 高商連ニュース

## 所得税法 第56条 黒潮町に廃止の陳情提出

中村民商婦人部は、全国業者婦人部決起集会(10/26)までに、「所得税法第56条廃止の意見書採択を」という県婦協の要請にこたえ、黒潮町議会への陳情書提出をめざして、活動しています。

### ◆所得税法56条廃止の意見書採択の働きかけを◆

全国の民商で婦人部を中心に、議会への働きかけが取組まれている「所得税法56条廃止の意見書」採択。高知県下では、高知県議会をはじめ26の自治体で採択されています。幡多郡で未採択(宿毛市・黒潮町・三原村)の自治体に、採択を呼びかけようと、婦人部秋森副部長と橋崎事務局長が会員訪問を行いました。

### ◆黒潮町で意見書採択を◆

8月10日、婦人部秋森副部長と橋崎事務局長が、黒潮町の会員を訪問。56条廃止の取組について、話をしました。「確定申告の時に白色配偶者控除86万円は、少ないし、おかしいですよ。」「今時、年に86万円じゃあ、暮らしていけんもんね。」「知っている議員さんに、声をかけておくよー」などなど。56条の内容を知ってもらおうと会員・議員訪問などをしていこうと声が聞かれました。

(8/21中村民商ニュース)

### ◆「全国に広まっているんですね」議員訪問◆

8月18日、黒潮町民である山本事務局長、橋崎事務局長が、黒潮町の議員を訪問し56条廃止の意見書について懇談しました。全国で運動が取り組まれ、高知県が特にすすんでいて、県議会でも意見書が採択されていることを紹介すると、「全国に広まっている運動なんですね。内容的には、わかりました。」とのことでした。

### ◆意見書提出に向けて：会員の声を◆

8月21日・22日、橋崎局長が黒潮町の会員を訪問し、意見書を議会に出して、56条の運動を進めましょうと、呼び掛けました。

「民商が56条廃止の言いようことは、わかる。そりゃあ、やらないかんけど、なかなか知った議員がおらんてえ。」「あの議員さん、知ってるけん、声かけとことか？近所やし、奥さんとも仲良くしよるし。」「この議員さんと、あの議員さんは、知ってる。今度一緒に、話にいつてもええよ。」と会員の声。9月議会提出・「意見書の採択」へ向け、ご協力お願いします！

(8/28中村民商ニュース)

### 高知県内での56条廃止意見書採択状況

◆採択している自治体◆ (採択順、県・9市・13町・3村=26自治体)  
高知県、四万十町、香美市、香南市、奈半利町、須崎市、佐川町、土佐清水市、四万十市、高知市、本山町、土佐町、越知町、大川村、日高村、南国市、田野町、中土佐町、大月町、安芸市、大豊町、津野町、土佐市、禰原町、いの町、馬路村

◆未採択自治体◆ (2市・4町・3村=9自治体)  
室戸市、東洋町、安田町、北川村、芸西村(以上安芸民商エリア)、仁淀川町(仁淀川民商エリア、宿毛市、黒潮町、三原村(中村民商エリア))

●県議会としては、高知県が全国初の採択となり(2007年)、ここから一気に採択運動が広がりました。

### 高商連幹部学校

楽しく学べる 元気出る

### 中田進さんの学習講演 ぜひ聞きに来てください

講師の中田進さんは、大阪市の中学校教諭を経て、現在関西勤労者教育協会講師。関西労働学校、労働組合、民主団体、教育機関などで講師として活躍中。モットーは「深い認識に支えられた勇気」。ユーモアあふれるわかりやすい講義が特徴で、教室に笑いがあふれることもしばしば。

3・13重税反対高知県中央集会でもたびたび講演し、好評で人気の講師です。高商連幹部学校ですが、民商役員に限らず、会員・読者どなたでも参加できます。

日時 9月9日(土)午後2時～

会場 高知県婦人会館  
(丸の内高校グランド東)

参加費 無料

- 講演1部 政治・経済情勢
- 2部 倉敷民商弾圧事件
- 3部 民商運動の果たす役割

■準備の都合上、なるべく事前の参加申込をお願いします。

### 所得税法 第56条

居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が、当該事業から受ける対価は必要経費に算入しない。この場合、支払を受けた対価の額及び対価に係る各種所得の計算上必要経費に算入されるべき金額は、計算上ないものとみなす。

### 世界の例

### 「家族従業者の賃金は経費」が世界の流れ

アメリカ	家族従業者であると否とを問わず、正当な給与は事業経費として控除を認める
イギリス	事業目的のために行われたものについて、事業上の経費として控除を認める
ドイツ	事業経費として支払われた金額をすべて控除するのが原則
フランス	家族従業者に対する報酬は、損金または必要経費として控除が認められる(※)
韓国	従業員には配偶者・扶養親族も含まれ、給与は事業所得の必要経費と認められる
オランダ	家族従業員への賃金は控除可能
日本	配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない

※配偶者給与には一定の制限あり

国立国会図書館調べ(2006年10月23日)

### 56条廃止署名にご協力を

10月26日に開かれる全国業者婦人決起集会にむけて署名を集めています。ぜひご協力願います。署名用紙は各民商事務局にあります。全商連ホームページ・婦人部コーナーからもダウンロードできます。